第８回 昭代地区義務教育学校再編協議会 議事録

令和８年９月１５日（火）に、柳川市就業改善センター大集会室において、第８回昭代地区義務教育学校再編協議会を開催しました。出席者及び会議の経過並びに結果は次のとおりです。

１　開会及び閉会に関する事項

令和８年９月１５日（火）
開会　午後７時００分
閉会　午後８時０５分

２　事務局等の出席者

教育部長	堤　義弘
教育指導室長	大向　智樹
学校教育課長	野田　学
学校再編推進課長	藤吉　康裕
学校教育課長補佐兼施設係長	白谷　秀樹
学校再編推進課長補佐	松藤　貴之
学校再編推進課 学校再編推進係長	佐川　裕宣
学校再編推進課 学校再編推進係員	古賀　洋
学校再編推進課 学校再編推進係員	大石　康司
学校再編推進課 学校再編推進係員	村上　輝
子育て支援課長	本田　浩樹

３　出席委員

全２５名中２５名

４　傍聴者

１名

５　議事の大要

学校再編推進課長	定刻となりましたので、ただいまより第８回昭代地区義務教育学校再編協議会を開始します。会議については、事前に配布した次第に沿って進めます。それでは、次第 2「会長あいさつ」に進みます。梅嵜会長からあいさつをお

	願いします。
会長	皆様、お忙しい中、参加いただきありがとうございます。本日は、次第にも記載しているとおり、協議事項の中に採決事項がありますので、よろしくお願いします。
学校再編推進課長	ありがとうございました。それでは早速ですけれども、これより議事に移りたいと思います。協議会設置要綱第7条の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、ここで進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
会長	それでは、議事1号部会報告について、各部会の会議について部会長から報告をお願いいたします。まず、総務部会の方から報告をお願いいたします。
総務部会長	総務部会から結果を報告します。 協議・検討事項として、（1）第7回総務部会の開催延期について、（2）次回開催日程について報告します。（1）第7回総務部会の開催延期については、新たに委員の皆様に審議いただく事項がないことから、令和8年8月7日（金）に予定していた第7回総務部会を延期しました。現在、次回の総務部会に向けて必要な資料の収集、整理等の準備を進めています。（2）次回開催日程については、令和8年10月13日（火）に開催します。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について質問がある場合は、まず名前を述べ、指名を受けた後に発言をお願いします。質問等はありませんか。ないようですので、次に進みます。続いて、施設通学部会から報告をお願いします。
施設通学部会長	第12回施設通学部会について報告します。第12回施設通学部会は、令和8年8月4日（火）午後7時から、この会場で開催しました。出席者は、委員8名、事務局7名の合計15名でした。主な協議・検討事項は、（1）スクールバスの運行について、（2）施設レイアウトについてです。 まず、（1）スクールバスの運行について報告します。この件については、これまでの協議結果等を基に作成されたバス停の設置位置に関する最終案について検討を行いました。また、バスや児童の動線等についても併せて検討を行いました。今後は、次回の部会において、部会としての承認を求める予定です。 次に、（2）施設レイアウトについて報告します。この件については、第5回再編協議会において承認を得た施設レイアウト等について、その後の協議

	によりレイアウト変更の必要性が生じたことに伴い、事務局から変更内容に関する報告がありました。今後は、次回の部会において、部会としての承認を求める予定です。 引き続き、第13回施設通学部会について報告します。第13回施設通学部会は、令和8年8月25日（火）午後7時から、この会場で開催しました。出席者は、委員7名、事務局6名の合計13名でした。主な協議・検討事項は、(1) スクールバスの運行について、(2) 施設レイアウトについてです。 まず、(1) スクールバスの運行について報告します。この件については、これまでの協議結果等を基に作成されたバス停の設置位置に関する最終案について採決を実施した結果、全会一致で案のとおり承認されました。今後は、本日の協議会において最終的な承認を求める予定であり、詳細については、この後の議事で事務局から説明があります。 次に、(2) 施設レイアウトについて報告します。この件については、前回の部会で事務局から提案があった施設レイアウトの変更案について採決を実施した結果、全会一致で案のとおり承認されました。 今後は、協議会において最終的な承認を求める予定であり、詳細については、この後の議事で事務局から説明があります。最後に、次回の施設通学部会は、10月6日（火）に開催する予定です。施設通学部会からの報告は以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について質問はありませんか。ないようですので、次の報告に進みます。PTA部会から報告をお願いします。
PTA部会長	PTA部会から報告します。開催日時は令和8年8月18日（火）午後7時から午後7時40分まで、場所は就業改善センターです。出席者は11名でした。協議・検討事項は、1「学校再編に伴う学童保育所の対応について」、2「新学校の PTA 規約について」、3「新学校の服装について」、4「その他」、5「次回開催日について」です。協議・検討経過及び結果について報告します。 1「学校再編に伴う学童保育所の対応について」は、所管課である子育て支援課から、学童に関する進捗状況の報告がありました。2「新学校の PTA 規約について」は、現小・中学校のPTAに作成してもらった新規約の素案を基に、内容に関する検討を行いました。3「新学校の服装について」は、昨年度から実施していた保護者向けアンケート調査や、それらを基にした協議を経て、新学校の服装について投票を実施した結果、新1年生から制服を導入する案に決定しました。今後は、9 月に開催される協議会において最終的な承認を求める予定です。4「その他」は特にありません。5「第8回PTA部会について」は、令和8年10月20日（火）に開催することを決定しています。以上です。

会長	ありがとうございました。ただいまの説明について質問はありませんか。ないようですので、次に進みます。続いて、学校運営部会から報告をお願いします。
学校運営部会長	9月8日（火）に昭代中学校において、第2回学校運営部会の3部会を開催しました。その中で、教育指導計画や年間指導計画について進捗状況の確認を行いました。昭代義務教育学校についても、市の指導計画関係が相当程度出来上がってきていますので、12月に第3回の3部会を開催し、その資料を基に改めて検討することとしています。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの報告について質問はありませんか。ないようですので、議事第1号「部会報告」を終了します。続いて、議事第2号「校章デザインの募集期間について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	まず、説明に入る前に、柳川市議会9月定例会において、「柳川市立義務教育学校設置条例の一部を改正する条例」が可決・承認され、新学校の校名が「昭代学園」に正式決定したことを報告します。 これに伴い、学校名が正式決定した後に協議することとしていた昭代学園の校章デザイン案の募集期間について、本日提案します。資料1をご覧ください。まず、1「協議事項・募集期間について」です。 昭代学園の校章デザインの募集期間を、令和8年11月1日（日）から令和9年1月15日（金）までとしたいと考えています。募集開始日については、市報10月号への掲載を検討していましたが、原稿締切が9月14日であり、本日9月15日の協議会における協議結果を反映することができないため、10月号への掲載は見送り、市報11月号に掲載する予定です。このため、市報への掲載時期に合わせ､11月1日を募集開始日としたいと考えています。 また、募集終了日については、令和8年度の小・中学校の冬休みが1月7日までですので、児童生徒が冬休み中に校章デザインを考え、応募できる期間を確保するため、1月15日までとしたいと考えています。 続いて、2「周知方法について」です。校章デザインの募集については、昭代地区を中心に広く周知するとともに、市内在住者や柳川市にゆかりのある方にも応募してもらえるよう、複数の方法で周知を行いたいと考えています。まず、10月には昭代地区の全世帯へ事前告知チラシを配布し、11月から校章デザインの募集が始まることを事前に知らせたいと考えています。資料1の4ページに事前告知チラシを掲載しています。このチラシでは、募集期間、応募資格、応募方法、応募用紙等の詳しい内容について、11月1日から市公式ウェブサイト等で案内することを知らせる内容としています。次

	に、11 月の募集開始に合わせた周知について説明します。 資料 1 の 1 ページに戻ってください。昭代地区については、応募用紙を全戸配布するとともに、学校を通じて児童生徒にも応募用紙を配布します。また、市内については、応募用紙の隣組回覧を行うほか、市公式ウェブサイト、市報 11 月号での周知、市役所各庁舎、図書館、公民館等の公共施設への応募用紙の設置を予定しています。なお、資料 1 の 2 ページ以降には募集要項や応募用紙等を添付していますが、募集要項、応募用紙等については既に承認を得ていますので、本日の説明では省略します。本日は、募集期間を 11 月 1 日から 1 月 15 日までとすること、また、記載している方法で周知を行うことについて協議をお願いします。説明は以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について質問はありませんか。ないようですので、採決を行います。議事第 2 号「校章デザインの募集期間について」、賛成する方は挙手をお願いします。
委員	（全員挙手）
会長	全員賛成です。ありがとうございました。校章デザインの募集については承認されました。次の議事に入ります。
事務局	総務部会からの報告として、1 点補足説明をしてもよろしいでしょうか。
会長	どうぞ。
事務局	校章の件とは異なりますが、校歌作成について、現在の進捗状況を報告します。校歌の作成については、Ran さんに依頼することとしており、既に Ran さんの事務所と契約を締結し、現在、校歌の制作に取りかかってもらっています。今後の予定として、10 月に配布予定の再編協議会だよりにおいて、昭代学園の校歌を Ran さんに制作してもらうことを周知し、地域の皆様に知らせる予定です。 また、Ran さん側でも、情報公開の時期を調整しており、再編協議会だよりの配布後にホームページ等で情報を公開する予定です。なお、今後の校歌制作の進捗状況についても、適宜部会や協議会で報告していきます。以上、校歌制作の進捗状況に関する報告です。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について質問はありませんか。ないようですので、次に進みます。続いて、議事第 3 号「歴史的資料の保存について」、事務局から説明をお願いします。

事務局	歴史的資料の保存について説明します。資料2をご覧ください。本議題については、前回、時間の都合により協議できなかったため、今回改めて説明します。資料の内容は変更していませんので、簡潔に説明します。 資料2-1には、これまでの部会や再編協議会の中で皆様からいただいた意見を掲載しています。 それらの意見に基づき、最終的な保存方法を整理したものが資料2-2です。これまでも複数回確認いただいていますが、基本的な保存方法の方針に基づき、3校の間で偏りが生じないよう配慮して保存方法を決めています。 最初のAの部分、1番から4番までは校歌です。新しい校歌を制作するため、既存の校歌については写真で保存することとしています。 次の5番から14番までの校旗・校章については、各校につき校旗1点、校章1点を残すこととしています。黄色で示した部分については、前回5月の再編協議会から変更となった箇所です。昭一小の校章が新たに見つかったため、これについても保存することとしています。 15番から23番までの卒業写真、歴代写真等については、卒業アルバムは基本的に現物を残すこととしていますので、その方針どおりとします。その他のものについては、写真保存も組み合わせながら保存します。昭一小の廊下にある写真については、基本的に写真保存としますが、額から外した上で、写真の現物も保存します。 24番から始まる賞状、トロフィー、盾等については、保存しないことで確認を得ています。裏面に移ります。 40番から49番までの書画、50番以降の教材・歴史資料等については、特に学校側と協議を行い、基本的に学校の要望に沿う形で、現物保存又は写真保存を決めています。 最後に3ページです。79番からの石碑、記念樹等については、写真保存を基本とします。 93番及び94番のタイムカプセルについては、以前から説明しているとおり、開校までに掘り起こし、所有者に返却できるよう対応したいと考えています。 本日は、この保存方法について意見をいただき、問題がなければ採決をお願いしたいと考えています。 以上です。
A委員	79番のメタセコイアについて、写真保存となっていますが、これは伐採されるということでしょうか。
事務局	現在のところ、伐採の予定はありません。昭一小の利活用については完全

	には決まっていませんが、基本的にはそのまま残るものと考えています。その後の活用方法については、例えば所有者が変わるようなことがあれば、新しい所有者との協議になるものと考えます。
会長	Ａ委員、よろしいですか。
Ａ委員	了承しました。
会長	ほかに質問はありませんか。ないようですので採決を行います。第3号議案「歴史的資料の保存について」、賛成する方は挙手をお願いします。
委員	(24名中23名挙手)
会長	過半数の賛成を認め、本議案は承認されました。ありがとうございました。続いて、議事第4号「スクールバスの運行について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	引き続き私の方から説明させていただきます。資料3-1及び3-2をご覧ください。本日は、スクールバス運行のうち、バス停の位置について採決をお願いしたいと考えています。資料3-1の1ページ、2「バス停の候補地について」から説明します。 1か所目は、間の信号北側のバス停です。TAXの北側に位置し、これまでも説明してきた場所です。 これから説明する6か所に共通する事項として、送迎スペース、屋根、トイレ、自宅からの距離の4点を主な事項として資料に記載しています。送迎スペース等については、引き続き協議していきたいと考えています。また、トイレについては、基本的に自宅又は学校のトイレを使用してもらい、緊急時以外はバス停周辺のトイレ利用を想定していませんので、以降の説明は省略します。 まず、間の信号北側のバス停については、市道上であり、屋根等がないことが懸念されていました。 しかし、皆様からの意見を踏まえ、ここを始発のバス停とすることで、児童が到着した時点でバスに乗車でき、雨に濡れずに待つことができるようにしたいと考えています。 2ページには動線のイメージを掲載しています。協議の中では、左側の車止めを外して一方通行にする方法も検討しましたが、警察や所有者との協議を経て、それ以外の方法でも安全確保が可能と判断し、車止めは外さず、この図のように一度バックで進入する形式としたいと考えています。ただし、バ

	ックする際は、児童が到着するよりも前にバスを配置し、後退時に児童を巻き込むことがないようにしたいと考えています。 続いて 3 ページ、2 か所目は金仙寺のバス停です。主に宮下、南間の児童が利用する予定です。 4 ページをご覧ください。元々、この場所には西鉄バスのバス停が設置されています。 道路交通法上、このバス停から一定の距離を空ける必要があるため、図中の黄色いバスの矢印で示した場所を停留所予定地としています。ちょうど道路が拡幅されている部分であり、車両の離合にも問題がないと考えています。 右上に金仙寺がありますので、バスが来るまでは児童にそこで待ってもらい、バスが到着したら乗車する運用を考えています。 続いて 5 ページ、3 か所目の沖田地区については、沖田公民館を考えています。これまでにも説明しており、小さめのバスで進入するという点以外に、特段の変更はありません。 7 ページ、4 か所目は七ツ家・野村地区の梅の木街道沿いのバス停です。8 ページをご覧いただくと分かりやすいです。 動線イメージ中の黄色いバスマークの場所が停留所予定地です。現在は河川敷沿いの畑のような状態となっています。当初は道路が拡幅されている部分に停車することも検討しましたが、県道で交通量も多いため、安全性を考慮し、現在畑のようになっている場所を整備し、バス及び児童の待機場所を設けたいと考えています。また、右側及び左側から接続道路が入っており交差点となっていますので、交差点から一定の距離以内には停車できないことを踏まえ、設置位置を検討していきたいと考えています。 続いて 9 ページ、5 か所目は崩道地区です。崩道地区については、崩道公民館を使用することを考えています。ここも小さめのバスを使用する予定であり、動線については 10 ページに掲載しています。 最後に 11 ページ、6 か所目は昭南地区のバス停であり、昭南町の公民館を検討しています。 こちらについても、これまでの説明から特段の変更はありませんので、詳細説明は省略します。 13 ページ以降には、バス停ごとの対象者数及び使用予定のバス等を掲載しています。これまでは令和 9 年度 4 月 1 日現在の人数を掲載していましたが、今回は実際の開校日である令和 10 年 4 月 1 日に合わせて推計し直しています。令和 9 年度の推計より若干対象者数は減っていますが、今後、保護者の意向を確認した上で正式な人数が決まりますので、現時点では参考程度に確認ください。 14 ページは時刻表のイメージです。これも現時点では仮定のものですので、参考程度に確認ください。資料 3-2 についても、令和 10 年 4 月 1 日現在の

	情報に置き換えています。6 か所のバス停と、その間を結ぶ黄色い線が想定されるバスルートです。バス同士が離合できる広さの道路を選ぶ必要がありますので、全てが最短距離になるわけではありませんが、現時点ではこのようなルートを通ることになると考えています。 最終的には、本日承認を得た後、対象となる予定の児童の保護者に対し、スクールバスを利用するかどうか、どのバス停を利用するか等の意向調査を行い、その結果を見ながら、時刻表、バスルート等を再度調整して、改めて皆様へ報告したいと考えています。説明は以上です。
Ｂ委員	バス停の位置については、この案でよいのではないかと考えながら説明を聞いていました。一方で、道路沿いのバス停については、環境面、特に安全面について検討が必要ではないかと感じています。例えば道路沿いは危険性がありますので、人的な配置等があった方がよいのではないでしょうか。今回の協議事項に含まれるかどうかは分かりませんが、その点をどのように考えているのか確認したいです。
事務局	ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、児童の安全性の担保は一番大事なところだと思っています。やまと小学校の例を見ましても、地域の方、先生方、教育委員会が連携をとりながら、安全性を確保しているところです。具体的な内容については、今後、施設通学部会を通じて協議していきたいと考えています。
会長	ほかに意見はありませんか。ないようですので採決を行います。議事第 4 号「スクールバスの運行について」、賛成する方は挙手をお願いします。
委員	（全員挙手）
会長	ありがとうございました。本件は承認されました。続いて、議事第 5 号「施設レイアウトについて」、事務局から説明をお願いします。
事務局	議事第 5 号「施設レイアウトについて」説明します。資料 4 をご覧ください。まず、皆様に報告したい事項があります。本来であれば、本日は資料 4-1 により校内施設レイアウトの変更案について採決を行う予定でした。しかし、現在、学校側から、主に保健室の位置について再検討させてほしいとの要望が出ています。学校側でも、学校運営部会等の様々なところで連携を取りながら、可能な限り良い内容にしたいとのことで検討を進めていただいています。このため、事務局としては、本日予定していた校内レイアウトの採決については、11 月の協議会まで延期したいと考えています。現在検討して

	いる事項については、来月の施設通学部会で協議し、採決をいただいた後、11 月の再編協議会で皆様に報告したいと考えています。 次に 2 点目、資料 4-2 についてです。これは昭二小にあるプールの跡地をどのように活用するかに関する資料です。昭二小のプールを解体するに当たっては、過疎債の制度を活用したいと考えていますが、申請が今月となっており、申請するためには、解体後にどのような用途で使用するのかを併せて報告する必要があります。そのため、どのような駐車場にするのか、誰が使用するのかという詳細については一旦置いておいて、まず、プール跡地を「駐車場」とすることについて採決をお願いしたいと考えています。 プール跡地の範囲は、この図の青色部分です。後ほど説明がある学童については、昭二小校区内に設置し、拡張するとしても赤色部分の方向に拡張する予定ですので、青色のプール跡地には干渉しません。 以上 2 点について協議をお願いします。説明は以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について意見、質問があればお願いします。 こちらから質問してもよろしいですか。施設レイアウトが変更になるとの説明がありましたが、具体的に、どの部分がどのように変更されようとしているのか説明してください。
事務局	元々、今年 3 月に一度、施設レイアウトについて承認を得ていましたが、そこから最初に変更となったのが、資料 4-1 の青枠で囲んだ部分です。本日はその変更について承認を得る予定でしたが、そこからさらに変更要望が出ているのが、保健室の位置です。保健室については、小学校側と中学校側の 2 か所がありますが、今回話が出ているのは中学校側の保健室です。現在の保健室は、資料 4-1 の 1 階平面図の下側、現在の職員室の上部に位置していますが、今回、新しい職員室が平面図の右上側に移動するため、保健室と職員室が離れてしまいます。保健室は命に関わる場所ですので、職員室との連携を取りやすくするため、できるだけ近い位置にしてほしいとの意見が出ており、現在、移設先を検討しています。 例えば現在案として出ているのは、中央にある特別教室、美術室の位置です。ただし、そこを保健室とした場合、美術室をどこに移すのかという別の問題が生じますので、その点を現在調整しています。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの変更について質問はありませんか。ないようですので、採決を行います。プール跡地を駐車場にすることについて賛成する方は挙手をお願いします。

委員	（全員挙手）
会長	ありがとうございました。本件は承認されました。
Ｃ委員	特別支援学級の教室について確認したいです。現在のレイアウトを見ると、3 教室ということでよろしいですか。
事務局	特別支援学級については、現中学校側に 2 教室分、現小学校側に 3 教室分の予定です。
Ｃ委員	承知しました。
会長	ありがとうございました。それでは採決については以上とします。続いて、議事第 6 号「新学校の服装について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	新学校の服装について説明します。資料 5-1 及び 5-2 をご覧ください。 先ほど PTA 部会長から報告があったとおり、新学校の服装について、PTA 部会でアンケート等を基に協議を行い、一旦、PTA 部会としての結論を出していますので、本日はその内容について説明します。 まず、1「PTA 部会としての決定事項」です。第 7 回 PTA 部会で投票を行った結果、「新 1 年生から制服を導入する案」が採択されました。投票は 2 回実施しています。 1 回目の選択肢は、1「私服」、2「基準がある私服」、3「制服」、4「一部制服」、5「新 1 年生から制服を導入する」であり、基本的にアンケートに掲載した選択肢を用いています。 1 回目の投票で、「私服」と「新 1 年生から制服を導入する」の 2 案が同数となったため、2 回目の投票でこの 2 案について再度投票を行ったところ、「新 1 年生から制服を導入する案」に決定しました。 次に、2「新 1 年生から制服を導入する理由」について整理しています。大きく分けて 5 つの視点があります。 1 つ目は「保護者の意向に沿っている」という点です。別紙 5-2 のアンケート結果では、小学生の在校生保護者は私服を希望する割合が 74.0%と多い一方で、未就学児の保護者については制服を希望する割合が 60.3%と 6 割を超えており。数字上、アンケート結果を反映した形となっていることが大きな理由の 1 つです。さらに、私服がよいと回答した保護者の意見の中には、「あと数年で卒業するので制服を購入するのはもったいない」という意見が多くありましたが、アンケート実施時には経過措置について説明していなかったため、現在小学校に在籍する児童について、仮に制服導入となった場合

	でも卒業までは私服でよいという前提条件を示していませんでした。そのため、このような意見が多く出たものと考えられます。 2 つ目は「経済的な視点」です。制服は初期費用が高いものの、6 年間にわたり私服を買い替えることと比較すると、制服の方が安いのではないかという意見がありました。また、経済的理由から制服導入に反対する保護者も多い一方で、個人的には長期的に見ると私服と制服で大きな差はないのではないか、という意見もありました。裏面に移ります。制服を使用することで、物を大切にする気持ちを育んでほしいとの意見もありました。せっかく購入してもらったランドセルや制服は決して安価なものではないため、それらを大切に活用することで、お金のありがたみを感じてもらいたいとの意見です。 3 つ目は、「学校生活に関する視点」です。義務教育学校として新たな学校を開校するに当たり、私服と制服が混在するのはどうかという意見がありました。既に 7 年生から 9 年生までは標準服を導入していますので、1 年生から 6 年生までについても制服がよいのではないかとの意見です。また、私服とした場合、式典等において私服と制服が混在することになるとの意見がありました。さらに、私服とした場合、服装基準として「どこまでが認められるのか」という線引きが難しいとの意見もありました。防犯面では、私服の場合、児童が下校途中なのか、一旦帰宅した後なのかを外見から判断しにくいという意見がありました。 4 つ目は、「児童の気持ちに関する視点」です。制服を着用することで、登校日と休日のメリハリをつけてほしいとの意見がありました。また、下校後に遊びに行きたい気持ちが強く、ランドセルをその辺に置いてすぐに出かける傾向があるため、一度家に帰り、制服から私服に着替える行為をワンクッションとすることができればよいとの意見もありました。 最後、5 つ目が「経過措置」です。 小学生の保護者では約 7 割が私服を希望している一方、約 3 割は制服がよいと回答しています。 そのため、経過措置として、在校生についても希望する場合は制服を着用できるようにしてはどうかとの意見がありました。 投票理由については以上のとおりです。PTA 部会としては、「新 1 年生から制服を着用する」案となりました。実際に制服を導入することとなった場合、どのような制服を着用するのかといった詳細については、本協議会で承認を得た後、改めて PTA 部会で実物等を見ながら決定していくことになると考えています。事務局からの説明は以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、意見、質問があればお願いします。

Ｂ委員	まとめられた内容については尊重しながら考えたいと思います。一方、新1年生から制服とし、2年生から6年生までは私服という形で学校が始まることについては、どうなのかと感じています。 アンケート等も踏まえて検討されていることは理解していますが、開校時点では、新1年生が制服、2年生から6年生までが私服、7年生から9年生までが制服という形になります。その点については少し気になります。また、この再編協議会で決定すれば、最終的な決定になるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	まず後半の質問について、再編協議会で決定すれば、基本的には決定となります。前半の制服と私服が混在する点については、ご指摘のとおりです。逆に、私服を選択した場合でも、7年生以上が標準服ですので、同様に混在することになります。統一されている方が望ましいことは間違いないと考えています。 ただし、現在の5年生、6年生等は、あと数年で卒業することになりますので、そのためだけに制服を購入するのはもったいないという意見もアンケートで多く見られました。PTA部会においても、その点を考慮して結論を出されたものと考えています。一方、統一性については重要な点ですので、PTA部会で何らかの対策ができないか検討したいと考えています。以上です。
Ｂ委員	承知しました。もう1点、制服導入という方向になった場合、その決定とは異なる意見を持っていた方々、例えば制服ではない方がよかった、あるいは制服の方がよかったという意見を持つ方々に対し、きちんと説明することが必要ではないかと考えます。未就学児の約60%が制服に賛成である一方、私服がよいとする方もいます。そのため、どのような経緯でこの結論となったのかについて説明する必要があると考えます。誰が、どのように説明していくのか確認したいです。以上です。
事務局	ご意見ありがとうございます。その点についてもご指摘のとおりと考えています。どのような考えでその結論になったのかについては、私服を選択する場合であっても制服を選択する場合であっても、周知方法をきちんと考える必要があります。また、制服とする場合についても、できるだけ安価な方がよいという意見もありますので、そのような選択肢についても、きちんと協議していきたいと考えています。以上です。
会長	ほかに質問はありませんか。

D委員	以前の打合せの際、市から「新1年生から制服になる」という話を聞いていました。その際にも提案したと思いますが、学校教育課から、在校生について「制服を着用してもよい」という形で推奨する考えはありませんか。
事務局	PTA 部会でも、経過措置として「在校生についても制服を着用してよい」とする意見が出ています。その点については確認していきたいと考えています。
会長	ほかに質問等はありませんか。ないようですので採決を行います。議事第6号「新学校の服装について」、賛成する方は挙手をお願いします。
委員	(24名中23名挙手)
会長	過半数の賛成を認め、本件は承認されました。続いて、議事第7号「学校再編に伴う学童保育所の対応について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	学童保育所について説明します。本日の資料は、A3のスケジュールのみです。前回の再編協議会にも参加し、さまざまな意見をいただきました。その意見を受け、8月のPTA部会にも参加しています。 その後、区長の皆様が集まる報告会での説明や、個別に役員の方との協議も行っています。本日の配布資料には付けていませんが、学童保育所の基本的な考え方を整理しています。基本的には、学童保育所は1か所に統合し、新しく再編した学校の敷地内に設置するという考え方を、子育て支援課として学童保育所再編の基本的な考え方としてまとめています。 今回、さまざまな検討を進める中で、送迎等における児童の安全確保が最も重要であると考えています。そのため、新しく再編する学校の敷地内に設置したいと考えています。先ほど駐車場の説明の際に資料がありましたが、新しい再編学童を設置できる場所を確保することができます。児童の安全も確保できることから、新しい学校の敷地内への設置を考えています。 スケジュールについては、前回ある程度説明したとおりですが、今月から整備に向けた設計に入りたいと考えています。先ほど説明したとおり、昭二校の敷地内に学童を設置する方針で設計を進めたいと考えています。この件については、前回PTA部会でも意見を聞いており、そこでも「学校敷地内にあるのが最もよい」との意見がありました。そのため、子育て支援課としては、昭二校の敷地内に学童を設置する方向で進めたいと考えています。 前回話があった夏休み中の受入れについては、ハード面については整備できるのではないかと考えています。一方、現在、学童の主任と話をする中では、受入れ側のソフト面、つまり支援員側との協議が必要になると考えていま

	す。そのため、今後、支援員側とも協議を進めます。また、学校施設を借りることも検討したいと考えていますので、学校側とも協議しながら進めたいと考えています。説明は以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について質問等があればお願いします。
D委員	本日は報告のみでしょうか。協議は行わないのでしょうか。
事務局	今回は報告という形で考えていますが、協議が必要であれば協議したいと考えています。
D委員	ぜひ協議してください。
会長	どのような内容について協議を希望しますか。
事務局	具体的にどの内容について協議するかについて、事務局として議題を用意しているわけではありません。
D委員	以前から繰り返し申し上げていますが、「昭一校を残してほしい」という声があります。昭一校を学童として利用する案についても伝えたと思います。それでも、昭二校のみで進めるのでしょうか。
事務局	昭一校を残したいとの意見については、これまでも伺っています。ただし、昭一校の活用方法を必ず学童保育所とするかについては、別途検討が必要であると考えています。要望書にも記載があったと思いますが、学童保育、グラウンドゴルフ場等、子どもから高齢者まで皆が集える施設として活用してほしいとの要望が出ています。そのほか、地元の海産物等の直売所や飲食店等の出店など、交流場所としての活用案も示されています。そのため、昭一校については学童保育所に限定せず、交流場所として活用することも含めて検討してもらえればと考えています。繰り返しになりますが、子育て支援課としては、児童の安全確保を第一に考えています。同じ学校敷地内に場所を確保できるのであれば、その敷地内に新しい施設を建てる方向で考えていきたいと考えています。
会長	よろしいですか。
D委員	もういいです。

会長	本日は説明までということであり、本件について採決は行いません。引き続き協議していくということでよろしいでしょうか。
事務局	はい。学童保育の新しい施設についての協議はさせていただきたいと思います。合わせて、昭一校の利活用については、この場ではないかと思いますけれども、いろんなご意見を伺っていけるのではないかなと思っています。
会長	ありがとうございました。Ｄ委員、その内容でよろしいですか。
Ｄ委員	はい。
会長	それでは、議事第８号「その他」に入ります。事務局から何かありますか。また、委員からも何かあればお願いします。
Ａ委員	先ほど質問しそびれたため、確認したいです。協議事項ではなく、報告の中にあったPTA部会の内容についてです。
会長	どうぞ。
Ａ委員	PTA 部会報告の別紙 3、協議・検討経過及び結果の中に、「新学校の PTA 規約について、新規約の素案を基に内容に関する検討を行った」との報告がありました。資料が添付されているものと思って探しましたが見当たりませんでした。具体的にどのような内容なのか確認したいです。
事務局	申し訳ありません。資料２と記載していますが、資料２を添付していませんでした。現在、新しい学校の開校に当たり、新たなPTA規約を作成しています。そのたたき台については、現在PTAに作成をお願いしていますが、現時点では、たたき台の段階のものを３つほど作成してもらっており、それを基にPTA部会で協議を行っています。今後、PTA役員や学校側、特に教頭先生にも共有してほしいとの意見がありましたので、その確認を経た上で、皆様に示すことができる段階になれば、改めて報告したいと考えています。以上です。
会長	ありがとうございました。Ａ委員、よろしいですか。
Ａ委員	わかりました。

会長	それでは、議事第8号「その他」について、ほかに何かありませんか。ないようですので、議事を終了します。続いて、「その他」について、何かあればお願いします。ないようですので、次回の日程等について事務局から説明をお願いします。
事務局	次回の開催日程については、令和8年11月17日（火）19時から、この会場で開催したいと考えています。よろしくお願いします。
会長	ほかに意見等はありませんか。ないようですので、次回の日程は令和8年11月17日（火）とします。それでは、事務局に進行を返します。
学校再編推進課長	長時間にわたり、今回、さまざまな事項について承認いただきありがとうございます。皆様のご協力の下、一歩ずつ再編に向けて進んでいると考えています。今後も、今回承認された事項を踏まえ、その次の段階となる事項について検討いただき、改めて承認をお願いすることになります。本日の会議でも意見がありましたが、今後の周知については、できるだけ丁寧に行いながら業務を進めたいと考えています。今後とも協力をお願いします。 以上をもって、第8回昭代地区義務教育学校再編協議会を終了します。ありがとうございました。 以上